

開議 午前 9時00分

◎開 議

○議長（杉山広充君） ただいまの出席議員は11名で定足数に達しております。
これより本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（杉山広充君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。
なお、説明員は9月1日と同様ですので、御了承願います。

◎諸般の報告

○議長（杉山広充君） 日程に入る前に諸般の報告を行います。

9月1日、本会議散会后、全員協議会を開催し、上程議案の詳細説明を受けました。
続いて、決算特別委員会が開催され、総務課から令和4年度一般会計及び特別会計決算に
対する総括説明を受けました。

その後、議会運営委員会、全員協議会を開催し、定例会2日目の議事日程等について、御
協議をいただきました。

9月4日、5日、7日、8日には、決算特別委員会が開催され、各課の決算審査が行われ
ました。19日にも決算委員会が予定されておりますので、委員の皆様、引き続きよろしくお
願いいたします。

なお、監査委員からお手元に配付のとおり、例月出納検査の結果について報告がありまし
た。

以上で、諸般の報告を終わります。

◎日程第1 諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦について

○議長（杉山広充君） 日程第1、諮問第3号、人権擁護委員候補者の推薦についてを議題と
いたします。

本案について質疑はありませんか。6番、大竹勝子君。

○6番（大竹勝子君） 新任ということですから、人権擁護の任務についてどのような説明をされたのか。また、無報酬のボランティアということですから、年間どのくらいの活動量が想定されているのか伺います。

2つ目に、民生委員も無報酬のボランティアとなっていますが、活動費が支給されていますが、人権擁護委員にはないのでしょうか。具体的にどのような活動をされているのか。民生委員との役割がどう違うのかをお伺いします。

○議長（杉山広充君） 健康福祉課長、森下育昭君。

○健康福祉課長（森下育昭君） それでは、大竹議員の質疑にお答えさせていただきます。

まず1問目の質疑です。人権擁護委員法に基づく職務をしていただくとともに、人権相談や人権教室、人権啓発などを確実に対応していただくように説明をさせていただいております。また、活動量につきましては、町内での直接人権相談に年6回程度、人権擁護委員の日における街頭啓発活動や日頃の啓発活動、そして町内の小学校等での人権教室などを想定しております。

次に、2問目の質疑にお答えをいたします。

人権擁護委員法の第8条第1項に、「人権擁護委員には、給与を支給しないものとする」とあります。給与の支払いについてはございません。活動費につきましては、静岡地方務局から活動に係る旅費や実費弁償金などが支払われると聞いております。

次に、3問目の質疑にお答えをさせていただきます。

1問目の質疑でもお答えさせていただいたとおり、人権相談や人権教室、人権啓発などの活動をしていただいております。民生委員・児童委員におかれましては、担当地区の中で見守り活動を行いながら、住民からの相談や必要な援助を行っていただいておりますが、人権擁護委員は、基本的人権を擁護し、自由人権思想の普及高揚を図ることを目的として、活動していただいております。

以上です。

○議長（杉山広充君） ほかに質疑はございませんか。6番、大竹勝子君。

○6番（大竹勝子君） その説明に対して納得して引き受けてくれたと思うんですけども、その辺はどうなっていますか。

○議長（杉山広充君） 健康福祉課長、森下育昭君。

○健康福祉課長（森下育昭君） 今回諮問させていただいた委員におかれましては、それも含めて同意をいただいております。

○議長（杉山広充君） ほかに質疑はございませんか。6番、大竹勝子君。

○6番（大竹勝子君） 活動実態は先ほど言われたものと同じように、毎年というか、出られているのでしょうか。

○議長（杉山広充君） 健康福祉課長、森下育昭君。

○健康福祉課長（森下育昭君） そのとおりで、実際に活動が行われた時に法務局のほうにも

活動の状況を報告をしていただいておりますし、個々の人権擁護委員さんとも課のほうで連携を図りながら対応させていただいております。

○議長（杉山広充君） 大竹勝子君の質疑は既に3回となりました。よって、質疑を終わります。

ほかに質疑はございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（杉山広充君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案は人事案件でありますので、申合せにより討論を省略いたします。

これから、諮問第3号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案による候補者を適任と認めることに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（杉山広充君） 異議なしと認めます。

したがって、諮問第3号、人権擁護委員候補者の推薦については、原案による候補者を適任と認めることに決定いたしました。



◎日程第2 議案第44号 川根本町営バス条例の一部を改正する条例 について

○議長（杉山広充君） 日程第2、議案第44号、川根本町営バス条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について質疑はありませんか。6番、大竹勝子君。

○6番（大竹勝子君） 町営バスの路線が来なくなる地区の方は、デマンドタクシーを使わざるを得くなりますが、増車で確実にそれが守れるのか。不便になったとか負担が増えた等の声が出た場合、どう対応する考えか伺います。

それから、町民のニーズとしては、例えば笹間渡で島田のバスに乗り換えた方が便利だという利用者の声が聞かれるんですけども、利用者の利便を最優先にした運行経路やダイヤとするためにどのような努力をされたのか。それができない法令上の根拠はあるのか伺います。お願いします。

○議長（杉山広充君） 暮らし環境課長、梶山正幸君。

○暮らし環境課長（梶山正幸君） 初めの質疑についてお答えさせていただきます。

現状の利用状況を踏まえ、デマンドタクシーにつきまして2台から3台へ拡充することで対応できるものと考えております。また、10月1日からの利用状況の経過を見ながら、増便

が必要な場合には、増便についても対応を検討してまいります。

2つ目のご質疑です。

今回の町営バス運行につきましては、鉄道代行バスの代わりとして運行するものであり、家山駅での鉄道本線との接続を前提としております。また、笹間渡から家山駅間につきましては、既存路線の島田市笹間渡笹間線のバス路線と重複するため、島田市との協議を行い、現在の運行路線を決定したものでございます。

○議長（杉山広充君） ほかに質疑はございませんか。6番、大竹勝子君。

○6番（大竹勝子君） それは分かりましたけども、3番目にもう一つ、デマンドタクシーは乗車距離が10kmを超えると急激に料金が割高になると見えるんですけども、現行の町営バスの運営経路から外れる地区の交通アクセスを保障する観点から、より料金の上昇カーブを緩やかに設定するべきではないかと思えますけれども、どうでしょうか。

○議長（杉山広充君） 暮らし環境課長、梶山正幸君。

○暮らし環境課長（梶山正幸君） デマンドタクシーの運行料金につきましては、今回町営バスが廃止になることに伴いまして、内容等につきましても見直しを行い、新たな料金設定をさせていただいたところでございます。

廃止となる現在の運営バスの利用状況を考慮した中で、現デマンドタクシーの料金と比較して安くなるような料金設定としておりますので、議員おっしゃいます急激な上昇ではないものと考えてございます。

また、今までの利用料金におきましても、今回の新料金については、最大の料金が半分程度になる見込みで設定をしております。

○議長（杉山広充君） ほかに質疑はございませんか。7番、野口直次君。

○7番（野口直次君） 7番、野口直次です。大竹議員と重複するところがあるとは思いますが、お願いいたします。

大鐵が本来やるべき電車代行を今年度撤退にした中で、住民の医療・福祉・生活等も守ることと、観光客の足の確保のため両立を余儀なくされた当町は、千頭・家山間、色んな制約の中で苦渋の選択をしたことは理解いたしますが、従来の路線のコミュニティバスの廃止する中で、デマンドタクシーを利用し促進するための説明会もし、町民の理解を求めてきました。

10月より運行実施するが、そんな折、開業約100年の歴史の中で、町内で唯一、田野口駅は代行バス路線からも消えるわけでありましたが、実施後、場所によっては、課題・改善点等が発生も考えられる。今後、町として運行の提携を含め、十分な対応、対策等を持ち合わせているのかを再度伺いいたします。

○議長（杉山広充君） 町長、藺田靖邦君。

○町長（藺田靖邦君） 野口議員の質疑にお答えをさせていただきます。

課長も言ったように、今後対応能力も示していかなければいけない。取りあえずは列車へ

の連携ということで、千頭一家山間がある。横の線でデマンドがあるということは、その線も改善も当然やるということは当たり前の話なものですから、いろんな状況の中でまた考えてまいりたいと思います。

○議長（杉山広充君） ほかに質疑はございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（杉山広充君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（杉山広充君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第44号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（杉山広充君） 起立全員です。

したがって、議案第44号、川根本町営バス条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。



◎日程第3 議案第45号 令和5年度川根本町一般会計補正予算（第4号）

○議長（杉山広充君） 日程第3、議案第45号、令和5年度川根本町一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

本案について質疑はございませんか。6番、大竹勝子君。

○6番（大竹勝子君） 今回計上されている前年度繰越金は、最終的に見込まれる額の何%に当たりますか。

このところガソリン価格の上昇は異常としか言いようがなく、食料品の値上げも9%近くに達しています。苦境に立たされている町民の暮らしを守るには、強力な支援策を講じるべきだと考えますが、そうした経費が盛り込まれていないのはなぜでしょうか。

どのような考え方に基づいて今回の補正予算を編成したのでしょうか、伺います。

○議長（杉山広充君） 総務課長、山田貴之君。

○総務課長（山田貴之君） まず、令和4年度の繰越金額であります、約7億9,000万円。

今回9月定例会に上程しました一般会計の第4号補正予算、総額が2億8,300万円。そのうち一般財源の充当は1億2,800万6,000円であります。その全額を繰越金で賄っておりますので、その割合は約16.2%です。

続きまして、2つ目の質疑であります。

令和5年度の当初予算におきまして、町内の事業者の方々や町民の皆様の家計支援のために、昨年度実施して好評でありました電子クーポン事業の予算を計上しております。また、5月の臨時会において補正予算第2号としまして、プレミアム付き商品券発行事業を追加したほか、先ほど言いました電子クーポン事業を拡充し、町民の皆様への支援を進めております。ご質疑にあります現在の物価上昇への支援につきましては、重要なことだと承知しておりますが、まずはただいま進めております事業の進捗を確認しながら、対応してまいりたいと思います。

次に、今回の補正予算の編成についてであります。被災した社会インフラを早急に復旧するために必要な経費を中心としております。そのほかにも10月1日から運行形態が変更となる町営バスの経費や、4月の人事異動による人件費の構成など、当初予算では対応できなかった経費につきまして、必要最小限に編成しているものであります。

以上です。

○議長（杉山広充君） ほかに質疑はございませんか。6番、大竹勝子君。

○6番（大竹勝子君） 前年度の繰越金で最終的に見込まれる額というのは、私が計算すると30%弱になるんですけども、そこら辺がちよっと違うんですけども。全体の30%ということで、町民のためにいろいろ計画されて実行されてきたんですけども、もう少し拡充ができなかったんでしょうか、伺います。

それと、もりのくにの指定管理料を1,000万出しているわけですけども、今回、循環ポンプの交換に109万は、全額町が払わなければならなかったのか。値段がばかに高く感じたんですけども、ポンプと工事費を含んでいるのか。また、改修というか工事を行う前に、行政のほうに了解を得てから修理をされたのか。立替修理をしたということでお話聞いたので、そこら辺が、先にお話があったのかどうなのかなと思ったんですけども。それから、それがどのくらいお金がかかるのか見込みの話もあったのか、お金の出し方に何か問題はなかったのか伺います。

○議長（杉山広充君） 総務課長、山田貴之君。

○総務課長（山田貴之君） まず、先ほど答弁しました約16.2%のお話です。申し訳ありません、私、今回の補正予算における割合を、先ほど答弁いたしました。申し訳ございません。

次に、もう少し割り当てられなかったのかというお話ですが、先ほどの答弁のとおり当初予算で見ました電子クーポン事業、また補正予算で認めていただきましたプレミアム付き商品券発行事業、これも、つい一月、二月ぐらい前から取り組みまして、今、実施している最中でありまして。その状況を確認させていただきたいと思います。

○議長（杉山広充君） 観光交流課長、北村浩二君。

○観光交流課長（北村浩二君） ご質疑にお答えします。

もりのくのにのポンプの修繕でございますが、こちらにつきましては、指定管理者との指定管理の契約の中に、大規模な対応が必要な場合は町が負担するというので、その額を10万円と定めておるんですが、それを超える修繕費になりますので、町が全額負担して対応することは契約の中で決まっております。

こちらにつきましては、6月1日の日に給湯ができなくなったということで、町が対応するには、当然予算措置がされていないと対応できないということで、復旧を少しお待ちいただきたいということを指定管理者に申し述べました。

であります、やはり温泉に入りに来るお客様に早急に温泉を供給したいということで、指定管理者が自ら部品等を調達して応急的な対応をしたいという報告がございましたので、それを承認し、補正予算で予算を確保した後に対応するという返答をしております。

以上です。

○議長（杉山広充君） ほかに質疑はございませんか。6番、大竹勝子君。

○6番（大竹勝子君） 今回、情報システム標準化・共通化に係る調査設計業務委託料は、国がお金を払ってくれるとしても、町にとってどんなメリットがあるのか。情報を一つにまとめると漏えいなどが大丈夫かと心配になるのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（杉山広充君） デジタル推進課長、坂下誠君。

○デジタル推進課長（坂下 誠君） このシステム、標準化を進めるのは、文字もそうなんですけれども、国が一括して、これからお金がかかっていきます、システムというのは更新とかあって。ですので、文字を一緒にしたり、全国の自治体で共通して使うということで、クラウドを一つにする。標準化を国が主導で自治体のシステムを共通化していく。というのは、イコール、各自治体の負担を減らすということになりますので、その辺を御理解いただきたいと思います。

あと1点、情報漏えいですが、情報漏えいにつきましては、リスクが今のところ出てません。何をやるにもリスクはあると思うんですけども、今のところそのシステムでいくという国の方針ですので、町としてはその方針に従って進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（杉山広充君） 大竹勝子君の質疑は既に3回になりました。よって、質疑を終わります。

ほかに質疑はございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（杉山広充君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。6番、大竹勝子君。まず原案に反対者の発言を許します。

○6番（大竹勝子君） 最初にお断りしますが、全部が反対というものではありません。この補正予算の主な内容は、人件費と昨年の台風15号による災害復旧工事をするための経費です。災害復旧費については、一日も早く工事を終わらせて安心して生活できる基盤を取り戻すという町民の願いに応えるという意味で、通常であれば反対するには当たらない、むしろスピーディーに取り組んでいただかなければならないところです。

また、本補正予算の財源として前年度からの繰越金が1億9,000万円計上されていますが、補正前に計上済みの分を含めても、昨年度の決算で見込まれる額の約3割弱しか当たりません。

現在、町民の暮らしは大幅な物価上昇の下で極めて困難な状況に追い込まれています。こうした町民生活を少しでも下支えするため、可能な限り支援策を講じることが強く求められています。しかし、この補正予算案は多少は見られますけども、あまり町民に目が向いていないのではないかと思います。これは、町政をあくまで町民の暮らしを守ることに責任を負うべき、町当局の怠慢と言わざるを得ません。

さらに、額こそそれほど多くはありませんが、情報政策費に計上されている情報システム標準化・共通化にまつわる調査設計業務委託料については、政府が進める自治体DXの重要な一環として、自治体が保有する情報の様式を統一することが目的だと説明されています。しかしこれは、最終的に自治体が集めた情報を、企業の金儲けの種にしようかという隠れた目的の演出に欠かせない基盤づくりです。

私たち町民の個人情報がかちんとした同意もなく、企業の利用に供されたりする恐れを大きく高めることにならざるを得ないと考えます。政府が進める事業だからと、こうした危険な事業を無批判に実行に移すことは、決して許されないと考えます。

冒頭で触れたとおり、町民の切実な願いに応える内容が含まれていることは否定しませんが、町民の暮らしを守るために全力を尽くすという姿勢がうかがえないということが問題とともに、重大な町民の利益に背く可能性が高い事業が含まれているという点を率直に指摘し、残念ながら本補正予算案には賛成できない旨を申し上げ、本案に対する私の反対討論といたします。

○議長（杉山広充君） 引き続き、原案に賛成者の発言を許します。11番、中原緑君。

○11番（中原 緑君） 私は、原案に賛成の立場で討論させていただきます。

ただいまの一般会計補正予算の内容については、厳正で正確、なおかつ補正の内容も災害復旧費や人事異動に伴う人件費が歳出を占めており、そちらを財源構成の中での一般財源は繰越金に充てています。そういった執行部の苦慮されている実情、それはこの災害時において十分な対応と考えます。

また、デジタル化に関しても、国の方針に沿って行くべきと私は考えます。そして日本は、世界的にもまだデジタル化に対してかなり遅れをとっているのです、そういったこともしっか

りと踏まえて、こういった自治体からもボトムアップしていく気概も持っていくべきと考えますので、この一般会計補正予算については賛成とさせていただきます。

○議長（杉山広充君） ほかに討論はございませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（杉山広充君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第45号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（杉山広充君） 起立多数です。

したがって、議案第45号、令和5年度川根本町一般会計補正予算（第4号）は、原案のとおり可決されました。



◎日程第4 議案第46号 令和5年度川根本町介護保険事業特別会計
補正予算（第1号）

○議長（杉山広充君） 日程第4、議案第46号、令和5年度川根本町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本案について質疑はございませんか。6番、大竹勝子君。

○6番（大竹勝子君） 歳入で支払基金の介護給付費交付金が359万増えていますが、歳出では国県支出金等返還金が1,500万近く増えているのはなぜですか。

返還金の大幅増額補正は、前年度の介護給付費が想定を下回った結果との説明でありましたけれども、これは今議会に上程されている昨年度の決算にも明瞭になっている保険料を値下げすることはできなかったのか、伺います。

以上です。

○議長（杉山広充君） 高齢者福祉課長、竹野克彦君。

○高齢者福祉課長（竹野克彦君） ただいまの質疑にお答えをいたします。まず、歳入の支払基金交付金の、それから歳出のほうの介護給付費国県負担金も当該年度4年度の給付額を翌年度5年度にて精算するものであります。したがってまして議員御指摘のあった結果となっております。

それから、次の質疑ですけれども、現在、次期介護保険事業計画を策定中でございます。策定の部会の中でも、保険料に関する協議はまだ行われておりませんので、ただいま御指摘のあった点は参考とさせていただきます。

以上です。

○議長（杉山広充君） ほかに質疑はございませんか。6番、大竹勝子君。

○6番（大竹勝子君） 現在の介護保険料は必要とされている給付額よりも相当高くなっているということを裏付けされているのではないかと思いますけれども、介護保険制度は3年間でゼロにするということになっているということでしたけれども、そこはどうなってますでしょうか。

○議長（杉山広充君） 高齢者福祉課長、竹野克彦君。

○高齢者福祉課長（竹野克彦君） 議員のおっしゃるとおり、令和3年度を第1年度にして、令和5年度本年度が最終年度に当たる介護保険事業計画になります。5年度の給付費がまだ確定しておりませんので、この先のことは、ちょっと申し上げられません。

以上でございます。

○議長（杉山広充君） ほかに質疑はございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（杉山広充君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（杉山広充君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第46号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（杉山広充君） 起立全員です。

したがって、議案第46号、令和5年度川根本町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。



◎日程第5 議案第47号 令和5年度川根本町いやしの里診療所事業
特別会計補正予算（第2号）

○議長（杉山広充君） 日程第5、議案第47号、令和5年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本案について質疑はございませんか。6番、大竹勝子君。

○6番（大竹勝子君） 遠隔診療用電子カルテシステムの整備費だということという事は分かりましたが、それがなぜ必要で、どんなメリットがあるのか。分かりやすく具体的に説明していただきたいです。

○議長（杉山広充君） 健康福祉課長、森下育昭君。

○健康福祉課長（森下育昭君） それでは、質疑にお答えをさせていただきます。

これまでは、遠隔診療の医師は、いやしの里診療所のカルテを閲覧するのみでございました。しかし、昨年度末に整備をいたしました遠隔診療用端末機等により、遠隔地からも電子カルテにアクセスする物理的環境と安全性が担保されたことから、遠隔診療用のモバイルカルテ端末を再整備をさせていただき、県立総合病院での遠隔診療に活用させていただきたいと考えております。

この端末の整備によりまして、遠隔診療の医師が直接カルテに記入することができますので、これまでの医師の指示によつての転記が不要となります。人的ミスを防ぐことが可能かと思ひます。また、事務の効率化と診療時間が短縮されることで、患者を含め遠隔診療の関係者の負担軽減につながるものと考えております。

以上です。

○議長（杉山広充君） ほかに質疑はございせんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（杉山広充君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありせんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（杉山広充君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第47号を採決いたします。

この採決は起立によつて行ひます。

本案に賛成の方は起立願ひます。

（賛成者起立）

○議長（杉山広充君） 起立全員です。

したがつて、議案第47号、令和5年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。



予算（第1号）

○議長（杉山広充君） 日程第6、議案第48号、令和5年度川根本町簡易水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本案について質疑はございませんか。6番、大竹勝子君。

○6番（大竹勝子君） 一般会計からの職員給与分の繰入れが半額に設定されているのは、担当職員が飲料水供給施設にまつわる業務にも当たっているということから、このような取扱いをされているということだったのですが、実際の業務量の配分はどうなっていますか。

○議長（杉山広充君） 暮らし環境課長、梶山正幸君。

○暮らし環境課長（梶山正幸君） 業務量の配分につきましては、簡易水道事業、飲料水供給事業とも50%の配分でございます。

以上です。

○議長（杉山広充君） ほかに質疑はございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（杉山広充君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（杉山広充君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第48号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（杉山広充君） 起立全員です。

したがって、議案第48号、令和5年度川根本町簡易水道事業会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。



◎日程の追加

○議長（杉山広充君） お諮りいたします。

ただいま町長から議案1件が提出されました。これを日程に追加し、お手元に配付した議事日程（第2号）追加1のとおり、追加日程第1として議題にしたいと思っております。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(杉山広充君) 異議なしと認めます。

したがって、議事日程(第2号)追加1のとおり、追加日程第1として議題とすることに決定いたしました。



◎追加日程第1 議案第49号 川根本町立義務教育学校設置条例の制定について

○議長(杉山広充君) 追加日程第1、議案第49号、川根本町立義務教育学校設置条例の制定についてを議題といたします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、藺田靖邦君。

○町長(藺田靖邦君) それでは、議案第49号、川根本町立義務教育学校設置条例の制定について、提案理由を説明いたします。

令和6年4月1日から、町内に設置している小学校2校、中学校2校を、2つの義務教育学校に再編するため、新たに条例を制定するものです。

第1条では、学校教育法第38条のただし書に規定する義務教育学校を設置することを定め、第2条では名称及び位置を定めます。

名称については、南部地域の義務教育学校を「川根本町立三ツ星学園」に、北部地域の義務教育学校を「川根本町立光の森学園」とします。

附則では、施行を令和6年4月1日とし、現行の川根本町立学校設置条例は、義務教育学校設置条例の施行に伴い、廃止いたします。

御審議の上、御採択賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長(杉山広充君) 以上で提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑は総括的な内容で行います。

質疑はございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(杉山広充君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第49号は第2常任委員会に付託することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（杉山広充君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第49号は第2常任委員会に付託することに決定いたしました。



◎散 会

○議長（杉山広充君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

次回の本会議は、9月26日午前9時に開会し、一般質問を行います。

本日はこれで散会といたします。

散会 午前 9時43分